答弁第一五八号平成二十九年四月四日受領

内閣衆質一九三第一五八号

平成二十九年四月四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員大西健介君提出防衛大学校卒業式における任官拒否者の取り扱いに関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出防衛大学校卒業式における任官拒否者の取り扱いに関する質問に対する答

弁書

一及び二について

典に参加させることは適当でないとの考えから、 については、卒業式典に参加させておらず、自衛官に任官する者とは別の場で学校長が卒業証書を授与し、 という。)第十五条第一項に規定する同校の設置目的に鑑みて、 成二十五年度以降においては、同校では、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号。以下「設置法」 御指摘の「記述」については、 当時の防衛大学校における認識が示されているものと考えられるが、平 同校の本科の卒業生のうち自衛官への任官を辞退した者 自衛官への任官の意思のない者を卒業式

三について

併せて訓示を行っているものと承知している。

は、 自衛官への任官を辞退した者については、卒業式典に参加させていないものと承知しており、 お尋ねの「他の類似の学校」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛医科大学校において 設置法第十六条第一項に規定する同校の設置目的に鑑みて、 同校の医学教育部医学科の卒業生のうち 海上保安大

学校においては、 同校の本科の卒業生の全てを卒業式典に参加させているものと承知している。

四について

償還金を課することに関する規定を盛り込んだ防衛省設置法等の一部を改正する法律案を第百八十回国会 衛隊員として一定の期間勤続しなかった場合には、一定の金額を国に償還しなければならないこととされ 校の卒業生については、自衛隊法 に提出したが、当該法律案は審査未了により廃案になったところであり、このような経緯等を踏まえると、 として確認できる範囲では、 ているところ、防衛大学校の本科の卒業生について、これと同様の制度を設けることについては、 お尋ねの 「任官拒否者の学費返納制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 同省において検討を行った結果として、平成二十四年二月に同校の卒業生に (昭和二十九年法律第百六十五号)第九十九条第一項の規定により、 防衛医科大学 防衛省 自

今後の検討については、慎重な取扱いを要するものと考えている。